

## 障害のある人の情報アクセシビリティを向上するための施策

### 1. 情報アクセシビリティの向上

#### (1) 総合的な支援

地域生活支援事業においては、障害のある人の情報通信技術の利用・活用の機会の拡大を図るため、IT関連施策の総合サービス拠点となる障害者ITサポートセンターの運営（23都府県、5指定都市：2019年度末時点）や、パソコンボランティア養成・派遣等が実施されている。また、今後、IoTやAIなどの新たなICTを活用することにより、障害の特性、状態、生活実態等、個々の障害のある人の状況にきめ細かな対応を可能とする製品やサービスの開発・提供が期待されている。総務省では「デジタル活用共生社会実現会議」を開催し、年齢、障害の有無、性別、国籍等にかかわらず、デジタル活用の利便性を享受し、又は担い手となることで、誰もが豊かな人生を送ることができる「デジタル活用共生社会」の実現を目指すべきであるとした「デジタル活用共生社会の実現に向けて～デジタル活用共生社会実現会議 報告～」を2019年4月に公表した。この報告においては、各企業等が自社のICT機器・サービスについてアクセシビリティ確保を自己診断する取組や、障害のある人や高齢者等がICT機器の利用方法を学ぶことのできる「デジタル活用支援員」の仕組みの検討などをあげている。それらを踏まえ、現代社会において情報入手の最も重要な手段であるICT機器・サービスを誰もが使える環境とするための様々な施策を実施していく。

#### (2) 障害のある人に配慮した機器・システムの研究開発

情報通信の活用によるメリットを十分に享受するためには、障害のある人を含めだれもが、自由に情報の発信やアクセスができる社会を構築していく必要がある。

障害のある人の利用に配慮した情報通信機器・システムの研究開発の推進に当たっては、その公益性・社会的有用性が極めて高いにもかかわらず、収益性の低い分野であることから、国立研究機関等における研究開発体制の整備及び研究開発の推進を図るとともに、民間事業者等が行う研究開発に対する支援を行うことが重要である。

また、家電メーカーや通信機器メーカーにおいては、引き続き障害者・高齢者に配慮した家電製品の開発・製造に努めているところである。また、2016年度より国際標準化団体のISO/IEC-JTC 1にてスマートフォンやタブレットのアクセシビリティ向上を目的とした議論が継続して審議されており、我が国製造メーカーも参加している。2018年度には情報アクセシビリティに関する日本産業規格（JIS）として制定している「高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第4部：電気通信機器」について、スマートフォン等のアクセシビリティの確保・向上を目的として改正を行った。

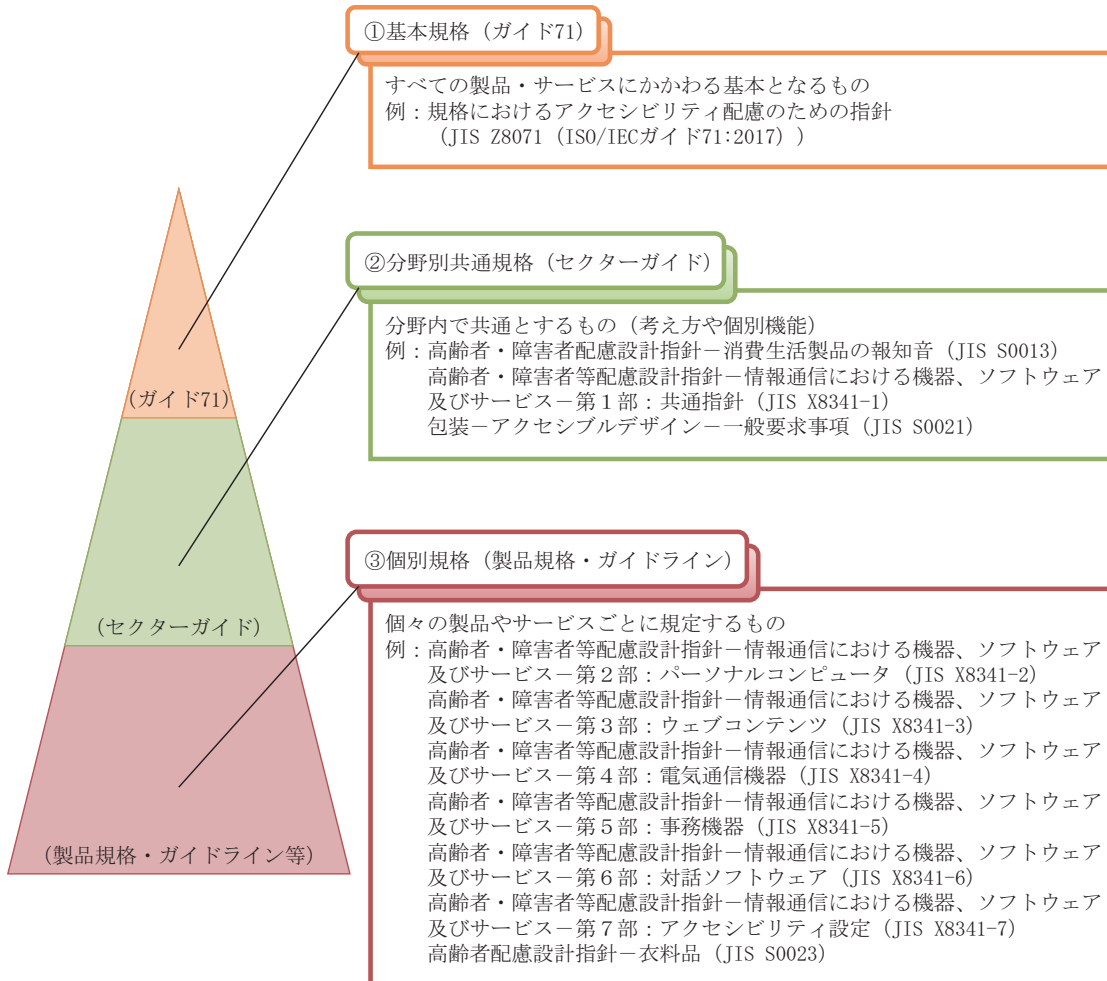
#### (3) 情報アクセシビリティに関する標準化の推進

情報アクセシビリティに関する日本産業規格（JIS）として「高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス」（JIS X8341シリーズ）を制定している（具体的には「共通指針」、「パーソナルコンピュータ」、「ウェブコンテンツ」、「電気通信機

器」、「事務機器」、「対話ソフトウェア」、「アクセシビリティ設定」について制定。)

また、国内の規格開発と並行し、国際的な情報アクセシビリティのガイドライン共通化を図るため、JIS X8341シリーズのうち、「共通指針」、「パーソナルコンピュータ」及び「事務機器」について国際標準化機構（ISO）へ国際標準化提案を行い、2012年までに、それぞれ国際規格が制定された。2018年においては、国際規格との整合性を高めるため「電気通信機器」のJIS規格を改定した。

■ 図表4-11 アクセシビリティに関する規格体系



資料：経済産業省

#### (4) ホームページ等のバリアフリー化の推進

各府省は、高齢者や障害のある人を含めた全ての人々の利用しやすいものとするため、ウェブコンテンツ（掲載情報）に関する日本産業規格（JIS X8341-3）を踏まえ、ホームページにおける行政情報の電子的提供の充実に努めている。

総務省では、公的機関がウェブアクセシビリティ（高齢者や障害者を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること）の向上に取り組む際の手順書となる「みんなの公共サイト運用ガイドライン」（2016年）を策定し、ウェブアクセシビリティの確保・向上に取り組んでいる。2018年度は全国8か所での公的機関向けガイドライン講習会を実施したほか、公的機関を対象とした取組状況に関するアンケート調査や独立行政法人等の公式ホームペ

ージのJIS対応状況調査を実施した。2019年度は、2018年のアンケート調査結果を踏まえた聞き取り調査及び全国3か所での公的機関向け講習会を開催した。2020年度も引き続きウェブアクセシビリティの普及啓発活動に取り組んでいく。

([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/b\\_free/guideline.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html))

## 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたアクセシビリティの実現

障害の有無にかかわらず、全ての人々にとってアクセシブルでインクルーシブな2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）を実現するため、公益社団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）、国の関係行政機関、東京都、関係地方公共団体、障害者団体及び障害者スポーツに関わる団体等で構成するアクセシビリティ協議会において、「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン（※1）」をとりまとめ、国際パラリンピック委員会（以下「IPC」という。）から承認を得て、組織委員会により公表されている（※2）。

当ガイドラインを踏まえ、東京2020大会に向けた施設整備を行うこととしている。

※1：IPCが定める『IPCアクセシビリティガイド』と国内関係法令等に基づき、東京2020大会の各会場のアクセシビリティに配慮が必要なエリアと、そこへの動線となるアクセス経路、輸送手段、組織委員会による情報発信・表示サイン等の基準、及び関係者の接遇トレーニング等に活用する指針として、組織委員会が作成するもの。

※2：

| 「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」基準の具体例 |  |
|-----------------------------------|--|
| 項目                                | 内容   |
| エレベーターのかごの大きさ                     | 推奨 幅2,100mm×奥行1,500mm (IPCの推奨)、又は同等水準のサイズ<br>※鉄道駅等は、複数台設置により全体容量で推奨基準を達成する場合、当該基準を満たしたものとみなす。            |
|                                   | 標準 幅1,700mm×奥行1,500mm (IPCの遵守基準)、又は同等水準のサイズ<br>※構造上の理由等によって標準を満たせない場合<br>幅1,400mm×奥行1,350mm (国の遵守基準)     |
|                                   | 推奨 950mm (IPCの推奨)  |
| 出入口のドア幅                           | 標準 大会会場では850mm (IPCの遵守基準)<br>公共交通機関では900mm (国の推奨))   |
|                                   | ※構造上の理由等によって標準を満たせない場合<br>800mm (国の遵守基準)   |
| 傾斜路の踊り場                           | 推奨 高低差500mm以内ごとに設置 (IPCの推奨)  |
|                                   | 標準 高低差750mm以内ごとに設置 (国の遵守基準)<br>※公共交通機関の屋外部分は高低差600mm以内ごとに設置 (国の推奨基準) を標準とし、構造上の理由等でそれを満たせない場合にのみ、上記規定を適用 |

## 2. 社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及

### (1) 電子投票の実施の促進

電子投票とは、電磁的記録式投票機（いわゆる電子投票機）を用いて投票する方法であり、開票事務の迅速化に貢献するとともに、自書が困難な選挙人であっても比較的容易に投票することが可能である。

我が国における電子投票は、2002年2月より、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において導入することが認められている。

総務省としては、2020年3月に、タブレット端末などの汎用機を用いた電子投票が実施できるよう電子投票システムの技術的条件の見直しを行ったところであり、地方公共団体に対する必要な情報の提供に取り組んでいる。

### (2) テレワークの推進

テレワークは、ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、女性、高齢者、障害のある人等の就業機会の拡大にも寄与するものと期待されている。

政府では、テレワークが様々な働き方を希望する人の就業機会の創出及び地域の活性化等に資するものとして、関係府省が連携し、テレワークの一層の普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を推進している。

総務省においては、社内コミュニケーションに不安がある、セキュリティが心配であるといった様々な課題に対応すべく、セミナーの開催、専門家の派遣、先進事例の収集・表彰、セキュリティガイドラインの策定等の様々な施策を推進している。

また、2017年から、関係府省・団体が連携し、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開会式が予定されていた7月24日を「テレワーク・デイ」と位置付け、全国一斉のテレワークを呼びかけている。2018年には「テレワーク・デイズ」として期間を1週間に拡大し、2019年には7月22日から9月6日の期間において参加を呼びかけたところ、2,887団体、約68万人が参加した。